



まゆにゃん

# 第2次油島地区 地域づくり計画書



蒲鳥  
(かぼちょう)



えびケロ

令和3年5月

油島なのはな協議会

目 次

はじめに	1
第1章 油島地区の概況	
1 地勢と概況	2
2 世帯数と人口	
(1) 油島地区の世帯数と人口の推移	3
(2) 行政区別の世帯数と人口	3
(3) 行政区別・年齢別の人口	4
第2章 地域協働体「油島なのはな協議会」	
1 設立の背景と目的	5
2 地域協働体の位置付け	5
3 油島なのはな協議会の役割	5
第3章 住民アンケート調査結果	
1 一般向け住民アンケート	6
2 油島小学校児童アンケート	7
3 油島地区内中高生アンケート	7
4 構成団体の役員意向調査	8
5 油島地区の現状と課題	8
第4章 第2次地域づくり計画の策定	
1 地域づくり計画の評価と見直し	
(1) 策定の趣旨	9
(2) 計画の期間	9
(3) 事業実施計画	9
(4) 策定方法	9
2 地域づくり計画の方針	
(1) 地域づくり計画のスローガン（目的）	9
(2) 地域づくりの目標	9
3 地域づくり計画の推進	
(1) 地域資源(自然・歴史・文化・農林水産物等)を活用した豊かな地域づくり	10
(2) 地域住民相互の交流の輪が広がる笑顔あふれる地域づくり	10
(3) みんなで支え合い安全・安心で住み良い地域づくり	11
(4) 地域づくり計画推進のための仕組みづくり	12
参考資料 (1) 油島なのはな協議会 規約	13
(2) 油島なのはな協議会 組織図	16

## はじめに

平素より、油島なのはな協議会の活動に対しましては、ご理解とご協力をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

さて、一関市が推進する「協働のまちづくり」の取り組みにより、平成27年4月に油島公民館から油島市民センターに名称変更し、同時に「油島なのはな協議会」が発足して早や6年が経過いたしました。また、昨年度からは油島市民センターの指定管理制度導入により委託契約を締結し、名実共に油島地区民が自ら地域づくりの拠点を維持管理しながら、協力して事業運営を展開していく体制が確実に整ったところです。

このような中であって、平成28年5月に策定した油島地区地域づくり計画が計画年数の5年を経過したため、これまでの計画内容を評価・分析し、新たな課題や要望を取り入れながら第2次計画の策定を進めてまいりました。

近年は、地域社会を取り巻く環境が年々変化してきており、油島地区においても人口減少とともに少子化や高齢化が加速し、家庭や地域経済などの多様な担い手の不足、福祉問題や防災への取り組み、また、従来行われてきた集落や地区行事への参加や共同作業が困難になってきている等、様々な課題を抱えておりますが、この第2次地域づくり計画の策定にあたっては、多くの地域住民の参画をいただき、住民アンケート調査やワークショップを経て、見直しを検討したものです。

基本的には、油島なのはな協議会の設置目的である「(ゆ)豊かで・(し)親しみのある・(ま)ますます住み良い地域づくりを目指す」ことをスローガンに、次の3つの項目を柱とする地域づくりを継続して進めて参ります。

- ・地域資源(自然・歴史・文化・農林水産物等)を活用した豊かな地域づくり
- ・地域住民相互の交流の輪が広がる笑顔あふれる地域づくり
- ・みんなで支え合い安全・安心で住み良い地域づくり

この地域づくり計画を推進、実現していくためには、地域住民皆様方の積極的な参画が不可欠ですので、今後とも油島なのはな協議会の活動にご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和3年5月

油島なのはな協議会 会長 武田 慶一

## 第1章 油島地区の概況

### 1 地勢と概況

油島地区は一関市花泉町の南西に位置しています。

北は花泉地区、東は涌津地区、西は宮城県栗原市若柳、南は宮城県登米市石越町と接しており、上油田川、磯田川、夏川が流れ、水田耕作が盛んな県境の農村地帯で、面積は17.44 km<sup>2</sup>です。

油島地区は、明治8年に上油田村と下油田村が合併し油田村に、明治22年には油田村と蝦島村が合併し油島村となりました。

その後昭和30年に永井、涌津、花泉、老松、日形との合併で花泉町となり、翌昭和31年には金沢村も合併。平成17年に周辺7市町村が合併して一関市となり、平成23年には藤沢町が合併し、現在の一関市となっています。

上油田エリアには、養蚕が盛んだった大正時代、「蚕養神社（跡）」に奉納された信仰の対象としては日本最大級の「猫の石像」、下油田エリアには、日本白鳥の会が選定した「白鳥飛来地100選」でもある渡り鳥の宝庫「蒲沢堤」、蝦島エリアには、縄文時代後期を中心としたバラエティーに富んだ出土品で知られる「貝鳥貝塚」があります。

また、一関藩士で村絵図の作成を主導した佐藤勇右衛門、千葉胤秀のもとで学んだ和算家の佐藤亀蔵等の先人を輩出するなど、数多くの地域資源が存在します。

公共施設としては、昭和55年に現在の場所に油島公民館（現油島市民センター）が、平成4年に油島小学校と蝦島小学校が統合し、現在の場所に油島小学校が、平成5年に蝦島小学校跡地に蝦島コミュニティセンターが建設されました。

誘致企業も多く、上油田に昭和60年に株式会社アロン岩手工場、昭和63年油島駅前に株式会社倉元製作所花泉工場がそれぞれ操業を開始しています。

また、平成7年に上油田第二工業団地が整備され、現在6社が操業しており、岩手県南・宮城県北の雇用の場となっています。



油島地区位置図

## 2 世帯数と人口

### (1) 油島地区の世帯数と人口の推移

油島地区の世帯数は、平成13年までは増加していましたが、それ以降は減少傾向にあります。人口は、平成8年まではわずかな減少でしたが、それ以降は、5年間毎に100人を超える減少が続いており、平成8年から令和3年までの25年間で672人(△35.2%)減少しました。一関市人口ビジョン(令和2年10月改訂)では、令和2年から令和12年までの10年間で15.3%(花泉地域)減少すると推計しています。

表-1 油島地区の世帯数と人口の推移

年	世帯数		人口(人)			
	世帯数	増減	男	女	計	増減
昭和47年	442		1,033	1,129	2,162	
昭和51年	436	△ 6	1,008	1,084	2,092	△ 70
昭和56年	438	2	991	1,044	2,035	△ 57
昭和61年	435	△ 3	963	1,041	2,004	△ 31
平成3年	435	0	947	1,000	1,947	△ 57
平成8年	452	17	940	962	1,902	△ 45
平成13年	459	7	878	905	1,783	△ 119
平成18年	457	△ 2	814	841	1,655	△ 128
平成23年	441	△ 16	711	765	1,476	△ 179
平成28年	441	0	670	690	1,360	△ 116
令和3年	436	△ 5	623	615	1,238	△ 122

※毎年4月1日現在 住民基本台帳

### (2) 行政区別の世帯数と人口

表-2 行政区別の世帯数と人口の推移

行政区(集落)	世帯数		人口(人)			
	世帯数	増減	男	女	計	増減
油島1区(上油田1・2・3)	93	2	129	124	253	△ 11
油島2区(堤下)	72	△ 1	97	100	197	△ 17
油島3区(要害平)	58	0	77	77	154	△ 20
油島4区(大石沢)	36	△ 2	50	46	96	△ 15
油島5-1区(第9)	40	△ 2	66	56	122	△ 26
油島5-2区(常盤)	28	1	46	48	94	△ 4
油島6区(第8・日向平)	109	△ 3	158	164	322	△ 29
計	436	△ 5	623	615	1,238	△ 122

※令和3年4月1日現在(増減は平成28年4月1日との比較) 住民基本台帳

(3) 行政区別・年齢別の人口

油島地区の年少人口（0～14歳）の割合は8.1%、生産年齢人口（15～64歳）の割合は49.8%、また、65歳以上の人口の割合（高齢化率）は42.1%で、花泉地域で2番目に高い割合となっています。

行政区別では、各年代区分の割合に地域差が見受けられます。

表－3 行政区別年齢別人口

区 分	油島1区 (上油田1・2・3)		油島2区 (堤下)		油島3区 (要害平)		油島4区 (大石沢)	
	人口	割合	人口	割合	人口	割合	人口	割合
0～9	15	5.9%	7	3.6%	8	4.6%	3	3.1%
10～14	8	3.2%	7	3.6%	10	6.5%	0	0.0%
15～19	12	4.7%	6	3.0%	6	3.9%	0	0.0%
20～39	34	13.4%	29	14.7%	21	13.6%	15	15.6%
40～54	41	16.2%	30	15.2%	21	13.6%	8	8.3%
55～64	34	13.4%	37	18.8%	25	16.2%	21	19.0%
65～79	75	43.1%	48	41.1%	46	40.9%	23	51.0%
80～	34		33		17		26	
計	253	100.0%	197	100.0%	154	100.0%	96	100.0%

区 分	油島5－1区 (第9)		油島5－2区 (常盤)		油島6区 (第8・日向平)		油島 計	
	人口	割合	人口	割合	人口	割合	人口	割合
0～9	2	1.6%	4	4.3%	14	4.3%	53	8.1%
10～14	7	5.7%	4	4.3%	11	4.6%	47	
15～19	5	4.1%	2	2.1%	11	3.4%	42	3.4%
20～39	17	13.9%	12	12.8%	41	12.7%	169	13.6%
40～54	29	23.8%	18	19.1%	54	16.8%	201	16.2%
55～64	19	15.6%	15	16.0%	54	16.8%	205	16.6%
65～79	23	35.2%	25	41.5%	76	42.5%	316	42.1%
80～	20		14		61		205	
計	122	100.0%	94	100.0%	322	100.0%	1,238	100.0%

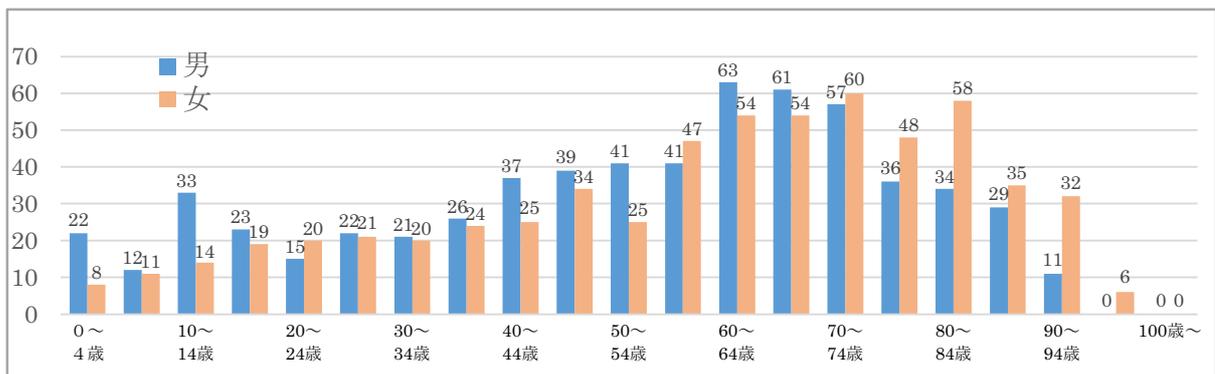
※令和3年4月1日現在（住民基本台帳）

表－4 油島地区年齢別人口

	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳	95～99歳	100歳～	計
男	22	12	33	23	15	22	21	26	37	39	41	41	63	61	57	36	34	29	11	0	0	623
女	8	11	14	19	20	21	20	24	25	34	25	47	54	54	60	48	58	35	32	6	0	615
計	30	23	47	42	35	43	41	50	62	73	66	88	117	115	117	84	92	64	43	6	0	1,238

※令和3年4月1日現在（住民基本台帳）

表－5 油島地区年齢別人口グラフ



## 第2章 地域協働体 「油島なのはな協議会」

### 1 設立の背景と目的

当地区では少子化や高齢化の波が押し寄せ、経済成長や地域コミュニティの維持が困難になりつつあり、また価値観の多様化などによる地縁関係の希薄化等で社会環境が急激に変化しています。

そのような影響で家庭や地域経済などの担い手不足や防災への取り組み、高齢者に対する福祉対策など、様々な課題を多く抱えています。

一関市では、地域づくりの進め方を「行政主導型」から、地域と行政が連携して進める「地域協働型」に転換し、身近な課題の解決や地域の特性を活かした活動を地域ぐるみで実践していこうとする「協働のまちづくり」を目指しています。

油島地区ではそれを実践すべく、行政と協働を図りながら、集落公民館をはじめ、様々な活動団体が連携し、地域住民が互いに協力し合える仕組みを構築するため、平成27年3月に地域協働体「油島なのはな協議会」を設立いたしました。

### 2 地域協働体の位置付け

#### ① 地域に対しては

地域住民や各種団体等と情報共有、連携、調整を行い、地域の特性を活かした地域づくりや公共的課題の解決に取り組むなど、地域コミュニティの代表組織です。

#### ② 行政に対しては

地域課題に関する市民の意見を行政に反映できる機能を有し、当該地域における行政事業に関し地域を代表して意見するなど、地域と行政の協働のメインパートナーです。

### 3 油島なのはな協議会の役割

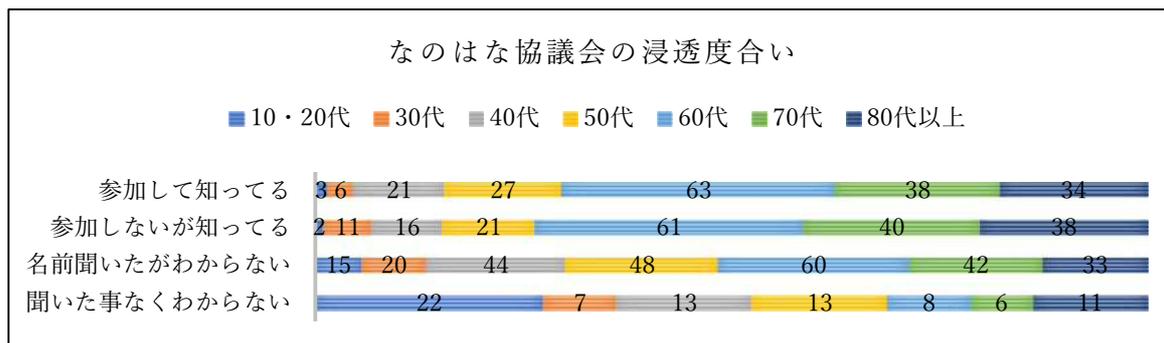
当協議会は、住民が協力して、豊かで、親しみのある、ますます住み良い地域づくり事業を、計画策定するとともに実践するための組織であり、油島地区に居住する者及び油島地区内に組織されている各種団体等で構成し、協議会が持つ機能を十分果たせるよう取り組んでまいります。

### 第3章 住民アンケート調査結果

地域づくり計画の基礎資料とするため、一般家庭の各世帯（381世帯）に3枚の回答用紙を配布し、333世帯（738名）から回答（回収率87.4%）を得ることが出来ました。

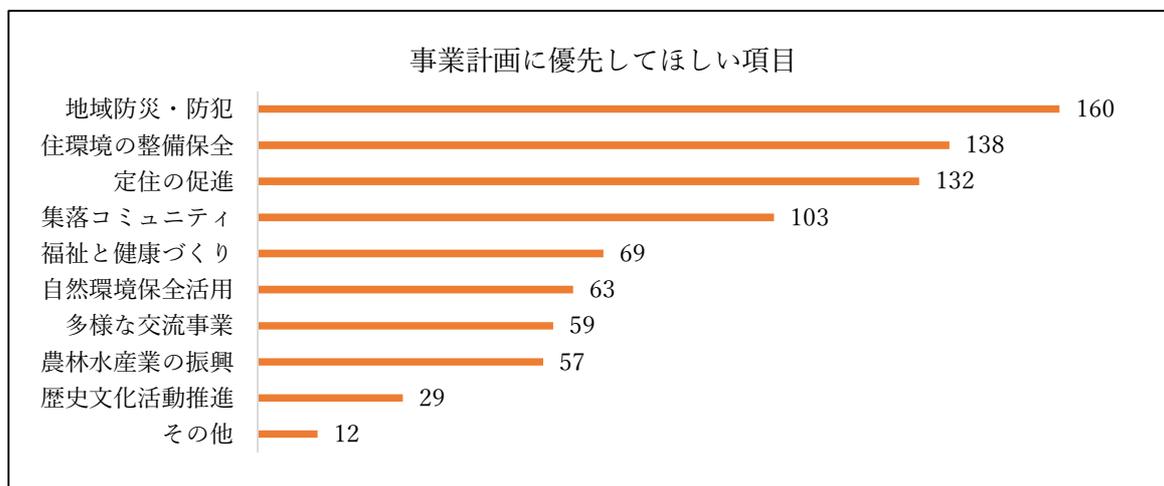
また、油島小学校4～6年の児童全員（24名）と、油島地区内の中学生、高校生（回答数29名、回収率49.2%）に向けたアンケートのほか、地区内の各団体における役員意向調査も同時に実施して、各団体が抱える課題等の洗い出しも試みました。

#### 1 一般向け住民アンケート

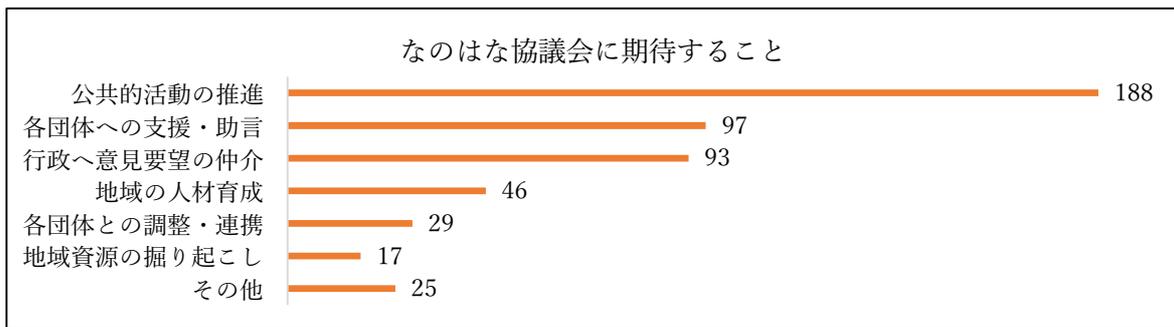


およそ9割近い方が協議会の名前は知っていることがわかり安心できる部分もある一方、事業内容等はよくわからない人もまだ半数位いることは、今後の課題にもなると考えられます。

年代別にみると、60代以降は協議会の名前を知っている人が多く、そのうち半数近くは参加もしており、その一方で50代以下の若い人は名前を知っていても、活動内容は知らない人が多くなっており、特に10・20代は協議会の名前さえ知らない人が半数という結果でした。



次いで事業計画に取り入れて優先してほしい項目について聞いたところ、最も多かったのは、地域防災や防犯及び住環境の整備に関わる対策の要望でした。特に街路灯・防犯灯や道路・空き家周辺の環境整備のほか、交通安全及び防災対策、また施設の有効活用や企業誘致等による定住促進策が目立ちました。また、これらの環境整備と併せて、世代間交流や福祉対策事業、各種行事等の充実に対しても大いに期待されています。

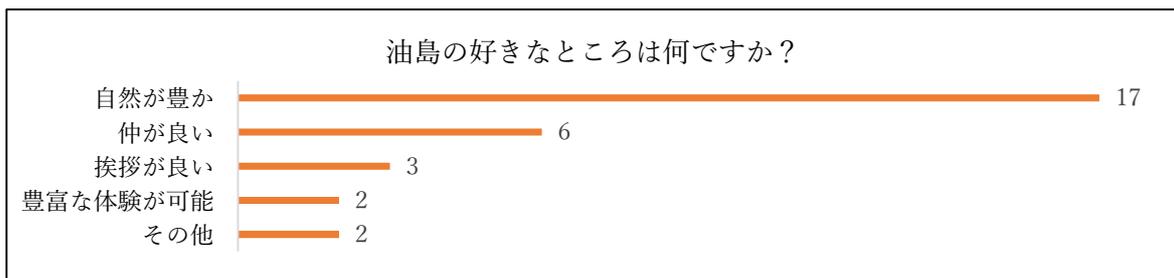


油島なのはな協議会の活動に対してどんな期待を持っているかを聞いたところ、集落公民館や各種団体では取り組めない公共的・公益的な活動の推進に対する期待が最も多く、続いて集落公民館や各種団体への支援・助言、又は行政との連携や調整役としての機能に、大きな期待を寄せられているものと考えられます。

アンケートの全般において課題や困りごとに関連する意見が多く出されましたが、特に高齢者対策や後継者問題、環境保全や事業内容の見直しに関心が高いように感じられます。

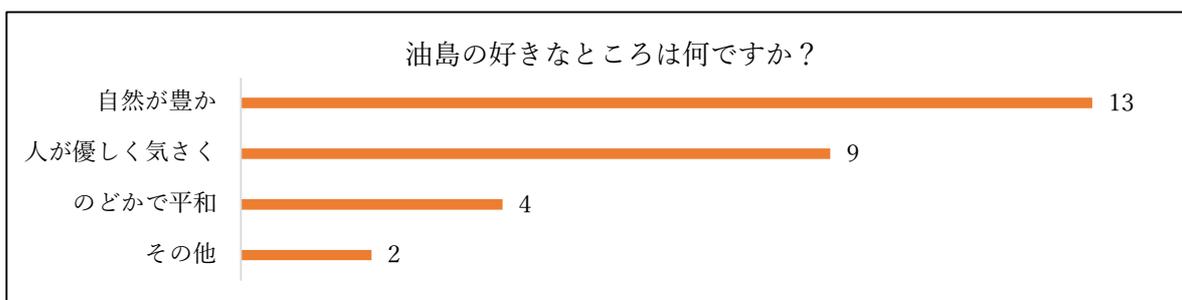
また、学校統合後の施設活用や協議会運営そのものにも貴重な意見が数多く寄せられたので、一つずつ吟味しながら今後の計画策定の参考にしていきます。

## 2 油島小学校児童アンケート



子ども達にとって油島は緑が豊かで自然に恵まれている印象が圧倒的に多く、次いで年齢に関係無く仲良く話が出来る地域だと感じています。また、「油島っ子まつり」の関わりが強いいため、最も好きな行事として挙げられており、油島の将来像としては自然景観を活かした静かで暮らしやすい地域を願う一方、人口を増加させて都会的で便利な街づくりを期待したいという逆の発想もあったことは注目したい点です。

## 3 油島地区内中高生アンケート

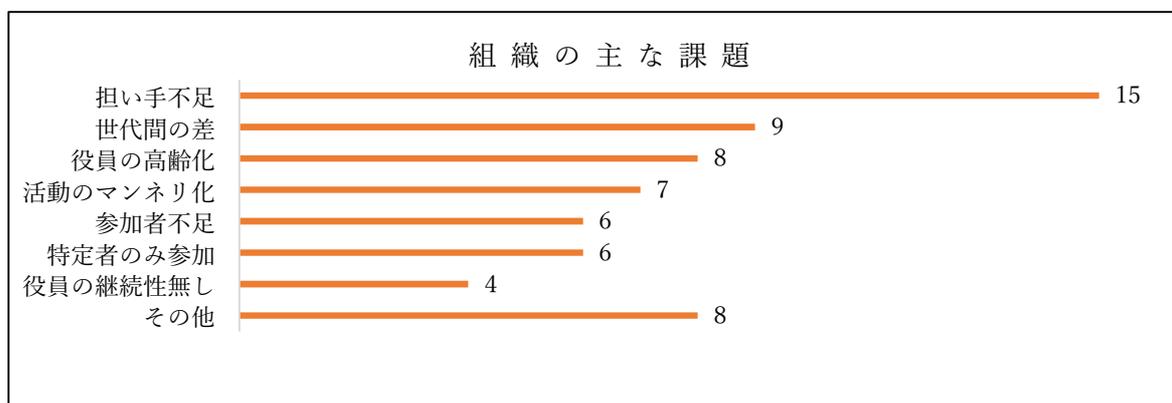


中学・高校生向けのアンケートでも小学生と同様、油島は緑が豊かで自然に恵まれているとの回答が非常に多く、次いで住民の優しさとか気さくなところ、近所の連帯感等が好きな要因として多く挙げられています。また、好きな行事も「油島っ子まつり」も圧倒的に印象

深く感じているところは、やはり油島っらしいところと感じます。

油島の課題としては、買い物の利便性や通学途中の街路灯・防犯灯不足、歩道環境の整備に対しても多くの要望が出されており、自然景観の維持を願う一方、明るく楽しい地域社会と住環境の整備に対する関心が非常に強いことが伺われます。

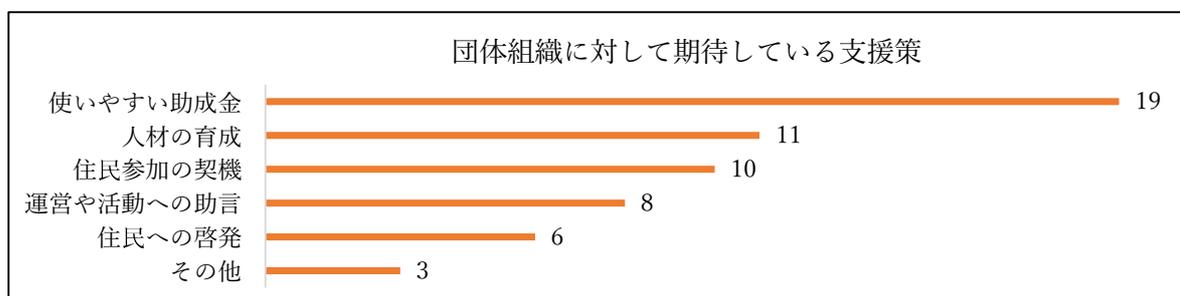
#### 4 構成団体の役員意向調査



役員がおかれている現状等を調査した結果、役員の平均年齢が66歳、ほとんどが総会で選任されて2年任期となっており、2期4年間を務める役員が多いが、若干例外もみられます。

活動の頻度や参加率は団体によって違っており、課題としては役員のなり手がいないことや高齢化の進展、そして世代間の移譲が難しいことなどが挙げられています。

今後さらに組織活動への理解と協力体制の構築に向け、検討を重ねる必要があります。



団体組織が期待している支援内容は、使いやすい助成金があれば助かるという経済的な要望のほか、人材の育成や住民が活動に参加する契機づくりへの支援・啓発、運営や活動に対する助言など、多岐にわたる支援要望を抱えています。

#### 5 油島地区の現状と課題

##### ① 少子高齢化と人口減少

(各種事業の実施困難、独居老人の増加、交通・買物弱者増加、高齢者の生活不安等)

##### ② 生活環境の悪化

(公園等減少、商店減少、空き家の増加、街灯不足、防災・防犯対策、道路の未整備等)

##### ③ コミュニティ活動の停滞

(事業・交流参加者の減少、行事のマンネリ化、世代間格差、役員のなり手不足等)

##### ④ 後継者対策問題

(雇用の場不足、未婚者増加、若者の定住課題、農地の荒廃等)

## 第4章 第2次地域づくり計画の策定

### 1 地域づくり計画の評価と見直し

#### (1) 策定の趣旨

平成28年に、油島地区住民が協力して、豊かで、親しみのある、ますます住み良い地域づくりを推進するため、油島地区の将来像(ビジョン)を定め、地域課題の解決や地域の特性を活かした地域づくり事業を自主的に取り組んできましたが、計画期間の5年が経過したため、評価と見直しを行い、第2次地域づくり計画として策定するものです。

#### (2) 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5か年とします。

#### (3) 事業実施計画

第2次地域づくり計画書に基づき、毎年度、具体的な事業の実施計画を定めるものとします。

#### (4) 策定方法

各専門部において事業の評価や見直しを行い、住民等アンケート調査結果を踏まえた要望や地域課題等を踏まえて、住民対象のワークショップを開催し、各分野の計画を統合して策定しました。

- |   |               |                    |
|---|---------------|--------------------|
| ① | 令和2年7～8月      | 各専門部で事業の評価及び見直しを検討 |
| ② | 令和2年9月        | 住民等へのアンケート調査実施     |
| ③ | 令和2年12月17日(木) | 第1回ワークショップの開催      |
| ④ | 令和3年1月22日(金)  | 第2回ワークショップの開催      |
| ⑤ | 令和3年2～3月      | 各専門部で計画策定          |

### 2 地域づくり計画の方針

#### (1) 地域づくりのスローガン(目的)

**豊かで・親しみのある・ますます住み良い地域づくりを目指す**

#### (2) 地域づくりの目標

- ① 地域資源(自然・歴史・文化・農林水産物等)を活用した豊かな地域づくり
- ② 地域住民相互の交流の輪が広がる笑顔あふれる地域づくり
- ③ みんなで支え合い安全・安心で住み良い地域づくり

### 3 地域づくり計画の推進

#### (1) 地域資源(自然・歴史・文化・農林水産物等)を活用した豊かな地域づくり

##### i お宝(歴史・文化)の保存、継承と地元学の推進 【地元学研究部】

油島の歴史や文化、地域資源となるお宝等について、調査・研究を行い、郷土への誇りと愛着を高めるため、歴史を学習する機会や地域資源の保存・継承・活用活動に取り組みます。

- (1) 歴史・民俗に関する資料の収集・調査
- (2) 貝島貝塚を利用した地域活性化策の検討
- (3) 歴史・民俗資料を活かした記録集の作成
- (4) お宝の収蔵・展示、解説シートの作成
- (5) 地元学の推進(標柱・案内標識設置、お宝学習会・散策会開催)

##### ii 地域資源の保全と農林水産業の振興 【住み良い油島にする部】

里山や河川、堤などの環境整備や野生生物等の生息調査を行い、自然との触れ合いの場を創出するとともに、情報発信に取り組みます。

また、油島の特産物となる農林水産物等を研究し、農業関連産業の推進を図るとともに、地域住民による農業体験活動や定住促進のための仕組みをつくり、農業農村の活性化につながる地域づくりを目指します。

- (1) 油島の自然の活用とPR
- (2) 農林水産物の地産地消と地産外消
- (3) 油島の親子で農業体験

#### (2) 地域住民相互の交流の輪が広がる笑顔あふれる地域づくり

##### i 地域・集落コミュニティ活動の推進 【コミュニティ推進部】

地域住民の自治意識の醸成を図りながら、地域・集落コミュニティ活動の再生と推進に取り組むとともに、油島市民センターと蝦島コミュニティセンター周辺の環境を整備し、有効活用に取り組みます。また、統合後の油島小学校の利活用を検討します。

- (1) 人材の活用とひとづくり(リーダー育成)
- (2) 特技の活用と技術の継承活動
- (3) 地域コマースの積極的展開
- (4) 公共施設の環境整備と有効活用

##### ii 多様な交流事業の推進 【コミュニティ推進部】

生涯学習活動を推進し、地域住民相互の交流の輪が広がる多様な交流の場の創出に取り組みます。

- (1) 生涯学習活動の推進
- (2) 多様な交流の場の創出

### (3) みんなで支え合い安全・安心で住み良い地域づくり

#### i 定住の促進 【住み良い油島にする部】

空き家や空き地の調査を行い、移住の促進に向けた情報の発信や体制づくりに取り組むとともに、子育ての環境等、地域の課題に応じた定住環境の整備に取り組みます。

- (1) 空き家等の情報収集・管理体制の整備と有効活用策の検討
- (2) 油島っ子体験活動の推進

#### ii 地域福祉と健康づくりの推進 【福祉健康対策部】

人と人とのつながりを大切にし、地域住民の誰もが安心して暮らせる相互扶助（共助）の仕組みづくりに取り組むとともに、地域住民の健康意識の向上を図りながら、食生活の改善や身体活動・運動を普及し、健康づくりに取り組みます。

- (1) デマンドタクシーによる交通支援策の検討
- (2) サロン開催の支援
- (3) 健康福祉講演会、敬老会等の共催
- (4) カラオケ健康教室の継続的開催
- (5) ウォーキングコースの設定と環境整備
- (6) ニュースポーツや体力づくりの推進

#### iii 住環境の整備と保全 【住み良い油島にする部】

不法投棄やごみのポイ捨て対策、花壇やフラワーロード等の整備を促進し、清潔で美しい景観づくりに取り組むとともに、衛生的な生活環境の整備に取り組みます。

- (1) 道路・公共の場の環境対策活動の推進
- (2) 通信環境整備の実態把握
- (3) 生活環境トラブルの未然防止対策の実施
- (4) 環境美化活動の推進

#### iv 地域防災・防犯・交通安全対策活動の推進 【地域安全安心部】

地域防災・防犯・交通安全に対する地域住民意識の高揚を図りながら、さまざまな災害や事故から地域住民を守るため、防災・防犯活動に取り組むとともに、道路の危険箇所や交通安全施設等の点検を行い、行政と連携しながらその対策に取り組みます。

- (1) 避難所運営の体制づくり
- (2) 防災対策活動の充実
- (3) 「子供 110 番の家」の周知徹底
- (4) 防犯対策の充実
- (5) 地域安全マップの作製

#### (4) 地域づくり計画推進のための仕組みづくり

集落公民館をはじめ各種活動団体との事業調整を図り、地域づくり計画の着実な推進のため、効率的かつ持続可能なコミュニティー組織の構築に向けた仕組みづくりに取り組みます。

- (1) 総会・理事会・常任理事会等による円滑な組織的運営の推進
- (2) 任意でも参加可能な各専門部活動に自主的な事業の権限移譲
- (3) 各集落や関係団体の意見要望が速やかに反映される体制の整備

## 油島なのはな協議会規約

(名称及び組織)

第1条 この会は、油島なのはな協議会（以下「本会」という。）と称し、事務所を油島市民センターに置く。

(目的)

第2条 本会は、住民が協力して、豊かで、親しみのある、ますます住み良い地域づくりを推進することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域住民の参画による地域づくりの推進に関する事。
- (2) 地域の活性化、健康、福祉、生活環境の改善に関する事。
- (3) 教育・文化の向上と生涯学習、生涯スポーツに関する事。
- (4) 安心・安全な地域づくりに関する事。
- (5) 地区内の各種団体等の活性化及び各種団体相互の連絡協調に関する事。
- (6) 行政機関等との連絡調整に関する事。
- (7) 油島市民センター、蝦島コミュニティセンターの指定管理業務に関する事。
- (8) その他目的達成のための事業に関する事。

(構成)

第4条 本会は、油島地区に居住する者及び油島地区内に組織されている各種団体等で構成する。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事長 1名
- (4) 常任理事 若干名
- (5) 理 事 36名以内（別表1のとおり）
- (6) 監 事 2名

2 会長、副会長、監事は、総会において選出する。

3 理事長及び常任理事は、理事の互選とする。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは補充できるものとし、任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後も後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(役員任務)

第7条 役員任務は次のとおりとする。

2 会長は、本会を代表し会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

4 理事長は、会長の命を受け、会務を掌理する。

5 常任理事は、理事長を補佐し、会務を執行する。

6 理事は、会長、副会長とともに理事会を組織し、事業の推進にあたる。

7 監事は、本会の会計及び会務を監査する。

(専門部)

第8条 本会の円滑な事業遂行のため、専門部を置く。

- 2 専門部の部員は、役員又は地域づくりに識見を有する地区民から、会長が委嘱する。
- 3 専門部の組織運営等については、別に定める。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会、理事会及び常任理事会とする。

(総会)

第10条 総会は代議員をもって構成し、毎年1回会長が招集し開催する。但し、会長が必要と認めたときは臨時に招集し開催することができる。

- 2 代議員は別表2のとおりとする。
- 3 総会の議長は代議員の中から選出する。
- 4 総会は代議員の過半数の出席をもって成立し、その議事は出席者の過半数で議決する。但し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。
- 5 総会は、次の事項を審議する。
  - (1) 規約の制定及び改廃に関する事。
  - (2) 地域づくり計画に関する事。
  - (3) 事業計画及び収支予算に関する事。
  - (4) 事業報告及び収支決算の承認に関する事。
  - (5) 会長、副会長、監事の選出及び承認に関する事。
  - (6) その他、理事会において必要と認められる事。

(理事会)

第11条 理事会は、会長又は理事長が必要に応じて招集し、次の事項を協議する。

- (1) 総会に付議する事項に関する事。
- (2) 理事長、常任理事の選任に関する事。
- 2 常任理事会は会長が招集し、理事長が議長となり次の事項を協議する。
  - (1) 総会で議決した事業の執行に関する事。
  - (2) 規則、規程及び基準等の制定並びに改廃に関する事。
  - (3) その他会長が必要と認める事項に関する事。

(事務局)

第12条 本会に事務局長及び事務局員を置き、会長が任命する。

- 2 事務局長は、会長の命により会務を処理し事務局を総括する。
- 3 事務局員は、事務局長の命を受け会務を処理する。

(経費)

第13条 本会の経費は、会費、補助金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他必要な事項)

第15条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会に諮り会長が定めることができる。

附 則

- 1 この規約は、平成27年3月22日から施行する。
- 2 この規約の施行日の翌年度の事業計画及び収支予算については、理事会で決定することができるものとする。

3 設立当初の役員の任期は、設立の日から平成 29 年度の総会までとする。

附 則

この規約は、平成 28 年 5 月 22 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 30 年 3 月 18 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 31 年 3 月 24 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 3 年 5 月 9 日から施行する。

#### 別表 1（第 5 条関係）

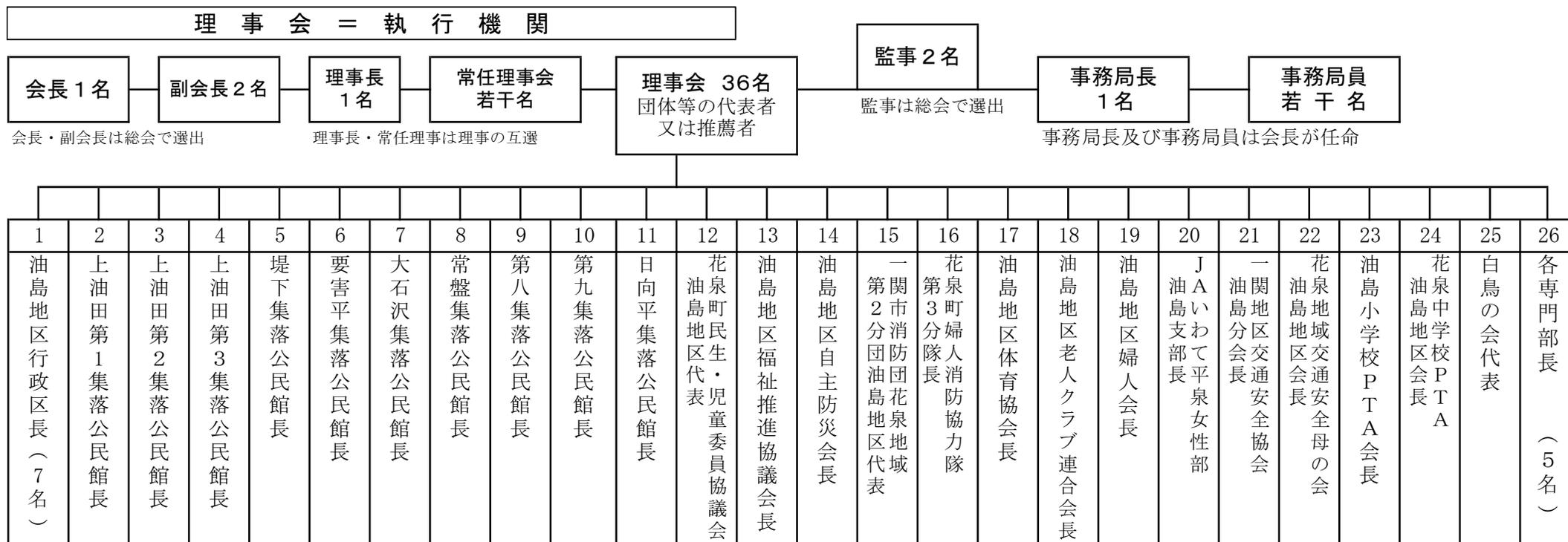
①油島地区行政区長 7 名、②上油田第 1 集落公民館長、③上油田第 2 集落公民館長、④上油田第 3 集落公民館長、⑤堤下集落公民館長、⑥要害平集落公民館長、⑦大石沢集落公民館長、⑧常盤集落公民館長、⑨第八集落公民館長、⑩第九集落公民館長、⑪日向平集落公民館長、⑫花泉町民生・児童委員協議会油島地区代表、⑬油島地区福祉推進協議会長、⑭油島地区自主防災会長、⑮一関市消防団花泉地域第 2 分団油島地区代表、⑯花泉町婦人消防協力隊第 3 分隊長、⑰油島地区体育協会長、⑱油島地区老人クラブ連合会長、⑲油島地区婦人会長、⑳J A いわて平泉女性部油島支部長、㉑一関地区交通安全協会油島分会長、㉒花泉地域交通安全母の会油島地区会長、㉓油島小学校 P T A 会長、㉔花泉中学校 P T A 油島地区会長、㉕白鳥の会代表、㉖各専門部長  
但し、各団体等が推薦する者を理事とすることができる。

#### 別表 2（第 10 条関係）

次の団体等より推薦のあった者を代議員とする。

①上油田第 1 集落公民館 2 名、②上油田第 2 集落公民館 2 名、③上油田第 3 集落公民館 2 名、④堤下集落公民館 2 名、⑤要害平集落公民館 2 名、⑥大石沢集落公民館 2 名、⑦常盤集落公民館 2 名、⑧第八集落公民館 2 名、⑨第九集落公民館 2 名、⑩日向平集落公民館 2 名、⑪油島地区民生・児童委員（理事を除く）、⑫油島地区福祉推進協議会、⑬油島地区自主防災会、⑭一関市消防団花泉地域第 2 分団、⑮花泉町婦人消防協力隊第 3 分隊、⑯油島地区体育協会、⑰油島地区老人クラブ連合会、⑱油島地区婦人会、⑲J A いわて平泉女性部油島支部、⑳一関地区交通安全協会油島分会、㉑花泉地域交通安全母の会油島地区会、㉒油島小学校 P T A、㉓花泉中学校油島地区 P T A、㉔白鳥の会、㉕一関市立油島小学校

油島なのはな協議会 組織図



**代 議 員 40名（団体等から推薦のあった者） = 総会の構成員（過半数の出席者が必要、議事は出席の過半数）**

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
上油田第1集落公民館 2名	上油田第2集落公民館 2名	上油田第3集落公民館 2名	堤下集落公民館 2名	要害平集落公民館 2名	大石沢集落公民館 2名	常盤集落公民館 2名	第八集落公民館 2名	第九集落公民館 2名	日向平集落公民館 2名	油島地区民生・児童委員 6名	油島地区福祉推進協議会	油島地区自主防災会	一関市消防団 花泉地域第2分団	花泉町婦人消防協力隊 第3分隊	油島地区体育協会	油島地区老人クラブ連合会	油島地区婦人会	J A いわて平泉女性部 油島支部	一関地区交通安全協会 油島分会	花泉地域交通安全母の会 油島地区会	油島小学校 P T A	花泉中学校油島地区 P T A	白鳥の会	一関市立油島小学校